第六号様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙十四　挿入］

第六号様式別表二の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙十五　挿入］

第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙十六　挿入］

第六号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙十七　挿入］

第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙十九　挿入］

第６号様式別表２の５記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第80条第５項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和２年旧法人税法第80条第５項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第１号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第２号又は令和２年旧法第53条第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第23項第３号又は令和２年旧法第53条第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（令和２年旧法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（令和２年旧法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、法第53条第23項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２　略］

３　「当期控除額④」の欄は、⑴、⑵及び⑷に掲げる法人にあってはそれぞれ㋑に掲げる金額が㋺に掲げる金額を超えない範囲内で記載し、⑶に掲げる法人にあっては㋑に掲げる金額が㋺に掲げる金額を超えない範囲内及び㋩に掲げる金額が㋥に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第６号様式又は第６号様式（その２）を提出する法人（⑵、⑶又は⑷に掲げる法人を除く。）

㋑　この明細書の「当期控除額④」の「計」の欄の金額

㋺　第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」及び「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」の各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙十八　挿入］

第６号様式別表２の３記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２　同左］

［新設］